

## 重要事項説明書(グループホーム作楽)

- 認知症対応型共同生活介護                      短期利用認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護            介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

### 1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般財団法人 共愛会
事業者所在地	岡山県苫田郡鏡野町吉原 312
代表者氏名	理事長 藤本 宗平

### 2. サービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地・施設概要・設備等

事業所名称	グループホーム作楽
事業所所在地	岡山県津山市神戸 571-1
管理者	I ユニット 三頭功太郎    II ユニット 松岡直樹
開設年月日	2017年9月1日
保険事業者指定番号	3390300212
電話・FAX 番号	(電話)0868-28-7110    (FAX)0868-28-5181
敷地概要(権利関係)	敷地面積 2,930.13 m <sup>2</sup>
建物概要(権利関係)	構造:鉄骨造平屋建    延床面積:317.98 m <sup>2</sup>
居室の概要	全室個室でプライバシーに配慮 入居者が馴染みの家具を持ちこめるような広さを確保 出入口は段差がなく、床はフローリングでベッド対応
共用施設の概要	食堂、居間、台所はワンフロアとなっており目が届きやすく、生活リハビリの場として動きやすい配慮 浴室、脱衣所は、入浴の介助ができる広さがあり、トイレも排せつ介助できる広さがあり、転倒防止のため手摺を各所に設置
防犯防災設備 避難設備等の概要	自動火災報知器 スプリンクラー 誘導灯・消火器

#### (2) 運営の方針

運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症である入居者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排せつ等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである。</li> <li>2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</li> <li>3 入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身状況を踏まえて、適切なサービスを提供するものとする。</li> </ol>
-------	---

	<p>4 地域や入居者代理人との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・その他の地域密着型サービス事業者・居宅サービス事業者・保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5 常に、提供するサービスの質の管理・評価を行い、さらなるサービスの質の向上を目指すものとする。</p> <p>6 介護保険法並びに関係する法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--	---

(3)事業所の従業者体制

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、介護従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の介護従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。介護にも従事する。	1名 (常勤で兼務)
計画作成担当者	計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することともに、連携する介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。介護にも従事する。	1名 (常勤で兼務)
介護従業者	介護従業者は、入居者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。	6名 (常勤6名以上)

(4)サービス提供時間・利用定員

サービス提供時間	24時間体制
利用定員	9名

3.提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護計画の作成	<p>1 共同生活介護サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に具体的なサービス内容を記載した、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。</p> <p>2 それぞれの入居者に応じて作成した介護計画について、入居者及び入居者代理人に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。</p> <p>3 介護計画を作成した際には、介護計画を入居者に交付するものとする。</p> <p>4 介護計画の作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。</p>
食事	<p>1 入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、栄養状態に応じた管理を行う。</p> <p>2 身体状況、嗜好を考慮した提供を行う。</p>
日常生活上の世話	<p>食事の提供及び介助 1 食事の提供及び介助が必要な入居者に対して、介助を行う。 2 入居者に合わせて、きざみ食・流動食等の提供を行う。</p> <p>入浴の提供及び介助 入居者の健康状態・気持ちを確認しながら、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)・洗髪などを行う。</p> <p>排泄介助 入居者の排泄パターンを把握し、声掛けやトイレ誘導を行う。</p>
機能訓練	入居者の能力に応じて、集団で行うレクリエーションや歌・体操などを通じた訓練を行う。
健康管理	月2回の訪問診療を設け、医師による入居者の健康管理に努める。
その他	1 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、入居者と従業者が食事・掃除・洗濯・行事等を共同で行うように努める。

	2 入居者代理人との連携を図り、入居者や入居者代理人との交流等の機会を確保する。
--	--

(2)介護保険給付サービス利用料金

○認知症対応型共同生活介護

事業所区分	要介護	基本単位	利用料 (10割)	入居者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
認知症対応型 共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護 1	753	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護 2	788	7,880円	788円	1,576円	2,364円
	要介護 3	812	8,120円	812円	1,624円	2,436円
	要介護 4	828	8,280円	828円	1,656円	2,484円
	要介護 5	845	8,450円	845円	1,690円	2,535円

○短期利用認知症対応型共同生活介護

事業所区分	要介護	基本単位	利用料 (10割)	入居者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用 認知症対応型 共同生活介護費 (Ⅱ)	要介護 1	781	7,810円	781円	1,562円	2,343円
	要介護 2	817	8,170円	817円	1,634円	2,451円
	要介護 3	841	8,410円	841円	1,682円	2,523円
	要介護 4	858	8,580円	858円	1,716円	2,574円
	要介護 5	874	8,740円	874円	1,748円	2,622円

○介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所区分	要介護	基本単位	利用料 (10割)	入居者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
介護予防認知症対応型 共同生活介護費 (Ⅱ)	要支援 2	749	7,490円	749円	1,498円	2,247円

○介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

事業所区分	要介護	基本単位	利用料 (10割)	入居者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)	要支援 2	777	7,770円	777円	1,554円	2,331円

(3)加算料金

加算算定要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算される。

○認知症対応型共同生活介護

	加算	基本単位	利用料 (10割)	入居者負担			算定回数等
				1割	2割	3割	
要介護度による区分なし	看取り介護加算	72	720円	72円	144円	216円	死亡日以前31～45日以下
		144	1,440円	144円	288円	432円	死亡日以前4～30日以下
		680	6,800円	680円	1,360円	2,040円	死亡日以前2日または3日
		1,280	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円	死亡日
	初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
	医療連携体制加算(Ⅰ)口	47	470円	47円	94円	141円	1日につき
	医療連携体制加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1日につき
	高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
	退居時相談援助加算	400	4,000円	400円	800円	1,200円	1回限り
	若年性認知症利用者受入 加算	120	1,200円	120円	240円	360円	1日につき(65歳の誕生日の前々日まで)

利用者の入院期間中の体制加算	246	2,460円	246円	492円	738円	1日につき(1月に6日限度)
退居時情報提供加算	250	2,500円	250円	500円	750円	医療機関に退所した場合1回限度
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,000円	100円	200円	300円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
栄養管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
新興感染症等施設医療費	240	2,400円	240円	480円	720円	1日につき(1月に1回連続5日限度)
口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	20	200円	20円	40円	60円	1回につき(6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算	40	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の186/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

○短期利用認知症対応型共同生活介護

要介護度による区分なし	加算	基本単位	利用料(10割)	入居者負担			算定回数等
				1割	2割	3割	
	医療連携体制加算(Ⅰ)口	47	470円	47円	94円	141円	1日につき
	医療連携体制加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1日につき
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	1日につき(65歳の誕生日の前々日まで)
	新興感染症等施設医療費	240	2,400円	240円	480円	720円	1日につき(1月に1回連続5日限度)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の186/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

○介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護度による区分なし	加算	基本単位	利用料(10割)	入居者負担			算定回数等
				1割	2割	3割	
	初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
	退居時相談援助加算	400	4,000円	400円	800円	1,200円	1回限り
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1日につき
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
	栄養管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
	口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	1月につき
	口腔・栄養スクリーニング加算	20	200円	20円	40円	60円	1回につき(6月に1回を限度)

科学的介護推進体制加算	40	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
利用者の入院期間中の体制加算	246	2,460円	246円	492円	738円	1日につき(1月に6日限度)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
退居時情報提供加算	250	2,500円	250円	500円	750円	医療機関に退所した場合1回限度
新興感染症等施設医療費	240	2,400円	240円	480円	720円	1日につき(1月に1回連続5日限度)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	1日につき(65歳の誕生日の前々日まで)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の186/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

○介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護

要介護度による区分なし	加算	基本単位	利用料(10割)	入居者負担			算定回数等
				1割	2割	3割	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
	若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	1日につき(65歳の誕生日の前々日まで)
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
	新興感染症等施設医療費	240	2,400円	240円	480円	720円	1日につき(1月に1回連続5日限度)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の186/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

(4)算定要件

加算	加算算定要件
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、入居者又は入居者代理人の同意のもと、医師・看護師等多職種協同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき入居者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定する。
初期加算	入居した日から30日以内の期間について算定する。
医療連携体制加算(Ⅰ)口	利用者の日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定。事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること、また重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際、利用者又はその家族等に対して、指針の説明と同意を得ていること。
医療連携体制加算(Ⅱ)	医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかを算定しているうえで、医療的ケアが必要な利用者が可能な限り事業所で療養生活を継続できるよう必要な支援を行った場合に算定。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を受け入れ、個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合に算定。
利用者の入院期間中の体制加算	利用者の退院後の再入居を確保する体制を整えている場合に、所定単位数にかえて算定。
高齢者施設等感染対策向	感染症法第6条第17項に規定される第二種協定医療機関との間で、新興感

上加算(Ⅰ)	感染症の発生時等の対応体制を確保し、規定の医療機関が行う研修訓練に1年に1回以上参加している場合に算定。
退居時情報提供加算	入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点などの情報提供をした場合に算定
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時などにおいて、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した利用者を施設内で療養した場合に算定。
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の病歴などの情報を共有する会議を1月に1回以上開催している場合に算定。
退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える入居者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、入居者の同意を得て退居後、2週間以内に市町村等に入居者の介護状況を示した文書を添えて、各サービスに必要な情報を提供した場合に算定する。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められる認知症の入居者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定する。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	利用者に対して、リハビリを実施している医療提供施設の医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が訪問し、計画作成担当者と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成した場合に算定する。
栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合に算定する。
口腔衛生管理体制加算	介護従業者が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月に1回以上受けている場合に算定する。
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定する。
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなど、介護の提供に当たって規定する情報等を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定する。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護従業者の専門性等のキャリアに着目し、サービスの質の向上や職員のキャリアアップ等が実施された場合に算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するとともに見守り機器等のテクノロジーを導入し生産性向上に向けた業務改善の取り組みを行った場合に算定。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員その他の職員の賃金改善を目的とする加算。キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件を満たすことにより算定。

(5)その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が入居者負担となる。

室料	月額 40,800 円 月途中における入退居について日割り計算とする。
食費	朝食 390 円/回 昼食 520 円/回 夕食 620 円/回
水道光熱費	月額 16,300 円 月途中における入退居について日割り計算とする。
おやつ代	100 円/日
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの。 入居者の希望により、身の回り品・教養娯楽として日常生活に必要なもの。 施設内において、依頼があり実施した散髪・予防接種等。

- ・利用料の支払いを受けた時は、入居者又は入居者代理人に対し、利用料について記載した領収書を交付する。
- ・入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び入居者代理人の同意を得て、(介護

予防)短期利用共同生活介護の居室に利用する場合がある。

#### 4. 利用料・入居者負担額(介護保険を適用する場合)・その他の費用の請求及び支払方法について

利用料・入居者負担額(介護保険を適用する場合) ・その他の費用の請求方法等	1 利用料入居者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求する。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに入居者あてに郵送する。
利用料・入居者負担額(介護保険を適用する場合) ・その他の費用の支払い方法等	1 上記の請求書内容を確認のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法により支払う。 ①事業所指定口座への振込 ②入居者指定口座からの自動振替 ③現金支払 2 支払確認後、領収書を郵送する。

利用料・入居者負担額・その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払うべき費用を2ヶ月分滞納した場合には、サービス提供の契約を終了(退居)したうえで、未払い分を支払うこと。

#### 5. 緊急時の対応方法について

入居者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の、適切な措置を講じるものとする。

協力医療機関	医療機関名 一般財団法人 共愛会 芳野病院 所在地 岡山県苫田郡鏡野町吉原 312 電話番号 0868-54-0312
	医療機関名 西岡歯科医院 所在地 岡山県津山市院庄 916-5 電話番号 0868-28-3355
協力介護保険施設	介護保険施設名 一般財団法人 共愛会 老人保健施設 虹 所在地 岡山県苫田郡鏡野町古川 1406 電話番号 0868-54-3250

#### 6. 非常災害対策

- 1 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。
- 2 非常災害時に備えて、火災・水害・地震発生時等の対応マニュアルを作成し、関係機関への通等及び連携体制を整備し、従業員に周知する。
- 3 定期的に避難訓練等、その他必要な訓練を行う。

#### 7. 業務継続計画の策定について

- 1 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じる。
  - ①業務継続計画を策定する。
  - ②従業員に対し業務継続計画を周知し、定期的な訓練及び研修を実施する。
  - ③定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行う。

#### 8. サービス提供に関する相談・苦情について

- 1 本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置する。

- 2 入居者が苦情申出を行ったことを理由として、何らかの不利益の取扱をすることはない。
- 3 苦情申出窓口の設置については掲示する。

苦情相談窓口	所在地 電話番号 担当者	岡山県津山市神戸 571-1 0868-28-7110 グループホーム作楽 管理者 三頭功太郎 松岡 直樹
苦情解決責任者	所在地 電話番号 責任者	岡山県苫田郡鏡野町吉原 312 0868-54-0312 一般財団法人 共愛会 理事長 藤本 宗平
苦情申出の公的機関	機関名 所在地 電話番号 FAX 番号	津山市役所 環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課 岡山県津山市山北 520 0868-32-2070 0868-32-2153
	機関名 所在地 電話番号 FAX 番号	岡山県国民健康保険団体連合会 岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号 086-223-9101 086-223-9105
解決困難な場合	話し合いで解決できなかつたり、事業者での解決が困難な場合、申出ることができる。 機関名 所在地 電話番号 FAX 番号	岡山県運営適正化委員会 岡山県岡山市北区南方 2 丁目 13-1 086-226-9400 086-226-9400

#### 8. 個人情報の取扱について

- 1 入居者及び入居者代理人の個人情報の取扱に注意し、流用することがないように保管・管理には十分注意する。但し、以下の内容については入居者及び入居者代理人の同意を得た上で情報の提供を行う場合がある。
  - ① 入居者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への入居者及び入居者代理人に関する個人情報の提供。
  - ② 他のサービス利用や退居時等にかかる他施設、他事業所、医療機関等への入居者及び入居者代理人に関する個人情報の提供。
  - ③ サービス担当者会議や外部評価等、入居者の生活の質の向上を図る上で必要な入居者及び入居者代理人に関する個人情報の提供。
- 2 詳細は「個人情報保護法に関する手順書」に記載する。

#### 9. 身体拘束について

- 1 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
  - ① 切迫性・・・入居者又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
  - ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
  - ③ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。
- 3 身体拘束廃止委員会を設置し、定期的開催し予防対策に努めるとともに、その内容を従業者に周知徹底する。また、身体拘束適正化のための指針を整備し、従業者に対し定期的な研修を実施する。

#### 10.高齢者虐待防止について

- 1 虐待防止のための指針を整備し、高齢者虐待防止委員会を定期的を開催する。
- 2 研修等を通じて、介護従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 3 介護従業者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに下記へ報告・通報する。

虐待防止責任者	管理者 三頭功太郎 松岡 直樹
公的機関	津山市役所 環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課

#### 11.衛生管理について

- 1 共同生活介護を提供するのに必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。
  - ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業者に対しその内容を周知徹底する。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と訓練を定期的を実施する。

#### 12.運営推進会議について

目的	地域に開かれた事業運営を図るために、提供しているサービスの内容及び活動状況等を報告し、委員からの評価・要望・助言等を聴き、ケアの向上に努める。
委員会の構成	入居者代理人の代表 1名以上 地域住民の代表 1名以上 当該事業の知見者 1名以上 津山市の職員 1名以上
運営・開催	2ヶ月に1回開催する。
記録	運営推進会議議事録を作成し、公表する。

